

(要領様式第2号)

事業計画概要書に対する知事意見書

5 長地環第 5-3 号

令和 5 年 (2023 年) 8 月 21 日

株式会社市川商会

代表取締役 市川 真一 様

長野県長野地域振興局長

令和 5 年 6 月 15 日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第 35 条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社市川商会 代表取締役 市川 真一 長野県中野市大字越1236番地	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字壁田字大平2270番1	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (以下「施行令」という。) 第 7 条第 8 号に規定する廃プラスチック類の焼却施設 ・ 施行令第 7 条第 13 号の 2 に規定する産業廃棄物の焼却施設	
(4) 処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	・ 焼却する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず (以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。) ・ 焼却する特別管理産業廃棄物 感染性産業廃棄物	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	48.0 t/日 (2.0 t/h : 24時間稼働)	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 中野市壁田区、柳沢区、赤岩区、西笠原区、奥手山区、裕区、笠倉区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第 2 の 1 (2) イ	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 中野市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和 5 年 9 月 2 日 (土) 午前 9 時から 令和 5 年 9 月 16 日 (土) 午前 9 時から (場所) 株式会社市川商会 壁田焼却工場内 (中野市大字壁田字大平 2273 番)	

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。